

2020年10月

## 1. フィリピンにおけるコロナウイルスによる隔離措置の状況

隔離措置については以下の取り扱いが定められている。

強化されたコミュニティ隔離措置	ECQ : Enhanced Community Quarantine
修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置	MECQ : Modified Enhanced Community Quarantine
一般的なコミュニティ隔離措置	GCQ : General Community Quarantine
修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置	MGCQ : Modified General Community Quarantine

上から順番に厳しい措置となる。

9月1日から9月30日まで引き続きマニラ首都圏はGCQが継続した。今までは2週間ごとの見直しであったが、9月に入り始めて1か月間のGCQ宣言となった。これにより少なくとも1か月間は同レベルのオペレーションが可能となるため安定した事業運営ができると期待されている。首都圏における夜間外出制限も午後10時～翌午前5時となり、今まで午後8時までだったことを考えると少し外食の機会も増えそうだ。しかし、依然として1日の感染者数は2,000人～3,000人規模で推移しており、予断は許さない。これに伴い、10月1日以降もGCQが継続することが決定した。

## 2. 税務調査プロセスの一部変更に係る通達について

2020年9月15日にフィリピン内国歳入庁（BIR）から **Revenue Regulations No. 22-2020** が発行された。これは今までの税務調査プロセスの一部変更に係る歳入規則であり、フィリピン進出済みの企業は注意が必要である。税務調査プロセスは今までも紆余曲折があり度々その手続きに変更が生じていたが、現在は税務調査の開始通知（Letter of Authority という）を BIR から受け取って必要な資料を BIR に提出した後、その資料に基づいて初期的な調査が行われ、最初の評価通知書（Preliminary Assessment Notice という）を受領する前に非公式協議通知（Notice of Informal Conference という）が発行される。この非公式協議通知を受けて BIR 側と協議する機会が与えられている。つまり、最初の評価通知書を受け取る前に評価内容について反論することができるようになっている。

今回の通達では、この非公式協議通知が差異の通知（Notice of Discrepancy という）というものに変更となっている。差異の通知を受領後、**30日以内**に BIR と協議を行い、反論があれば行うことと規定されている。しかも、反論のために必要な資料は差異通知受領後**全て 30日以内に BIR に提出しなければならない**とされており、時間的な制約が大変厳しくなっているところが特徴である。

コロナ禍で税収が大幅に減少している中、BIR は税収確保に必死である。筆者の周りでも税務調査が乱発されている話をよく聞くようになった。実際の BIR から発行されたという通知書を見るとどのように税額が算出されたのかわからない点も多くある。フィリピンでビジネスをしている以上、納税すべき税額は当然納税すべきであるが、余分に納税することには疑問を感じる。納税しないと言っているわけではないので、日系企業の皆様におかれては正確に納税するという姿勢で税務調査には立ち向かって頂きたいと思っている。今までも最初の評価通知書の後でも反論の機会が与えられているが、最初の段階できちんと反論を受け入れてもらえるかがポイントである。

### 3. 9月中に発表されている会計・税務等に関する主な内容

発行日	発行元	通達番号	内容
9月4日	BIR	RR No.21-2020	Voluntary Assessment and Payment Program（自主的な評価支払いプログラム）と呼ばれるプログラムが導入。2018年度国税が対象。規定される金額を2020年12月31日までに自主的に支払えば税務調査が行われないか税務調査が実施中の場合には税務調査がキャンセルされるというもの。
9月15日	BIR	RMC No.98-2020	2020年3月31日決算会社のBIR Form 1709の提出期限が2020年12月29日に延長。以降決算期を迎える会社については通達を要確認。
9月30日	BIR	RR No.25-2020	2020年度および2021年度に発生する欠損金は5年間の繰越しが可能。

#### お問い合わせ先

FAIR CONSULTING GROUP PHILIPPINES, INC.

Unit 2103, 21F, Philippine Axa Life Centre, 1286 Sen.Gil Puyat Ave. corner Tindalo St., Makati City, Metro Manila, Philippines 1200

TEL : +63-2-8832-5408

WEB : <https://www.faircongrp.com/>

■ 米国公認会計士・米国税理士 杉山 陽祐 / Yosuke Sugiyama (USCPA,EA)

E-Mail : [yo.sugiyama@faircongrp.com](mailto:yo.sugiyama@faircongrp.com)

■ 日本国公認会計士 戸村 裕輔 / Yosuke Tomura (C.P.A (JAPAN))

E-Mail : [yu.tomura@faircongrp.com](mailto:yu.tomura@faircongrp.com)

「FCG フィリピン ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG フィリピン ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG フィリピン ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。